

2 国際第 9 4 2 号

関税割当公表第 8 1 号

令和 3 年度の落花生の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和 40 年農林省令第 13 号。以下「省令」という。）第 6 条の規定に基づき、落花生（いってないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）＜注 1＞の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

なお、令和 3 年度の本関税割当制度は、関税定率法等の一部を改正する法律の成立及び施行をもって有効となります。

令和 3 年 3 月 11 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、合計割当数量及び通関期限

1 割当対象物品

(1) 一般粋

ア バージニア・タイプ＜注 2＞

イ 非バージニア・タイプ＜注 2＞

(2) 沖縄粋

落花生

2 合計割当数量＜注 3＞ 別途公表

3 通関期限 令和 4 年 3 月 31 日

第 2 関税割当申請書受付の担当課（以下「受付担当課」という。）

1 一般粋 農林水産省政策統括官付穀物課

2 沖縄枠 内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課

第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

ただし、第1の1の(2)に係る証明書の交付については、内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課が行う。

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間（行政機関の休日を除く。）

1 提出期間 令和2年4月1日（木）から同年4月9日（金）まで

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

3 郵送等による提出

関税割当申請書及び関税割当申請書に添付する書類は、郵送等により提出することができる。この場合、郵便書留等の追跡可能な方法により送付するものとし、期間内に農林水産省又は内閣府沖縄総合事務局へ必着とする。

(宛先)

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

【一般枠】

農林水産省政策統括官付穀物課 豆類班宛

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号

【沖縄枠】

内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課 関税割当担当者宛

第5 関税割当申請者の資格

落花生の販売若しくは輸入を主たる事業目的とする法人又はこれらの事業を行うことが確実であると認められる個人事業者であって、当該物品について自ら輸入（＜注4＞に定義するものをいう。以下同じ。）しようとする者で、それぞれの種類毎に次のいずれかに該当する者

1 一般枠

(1) バージニア・タイプ

ア 次の全ての条件を満たす者であって、農林水産省政策統括官（以下

「政策統括官」という。)が適当と認める者

(ア) 令和２年度の落花生の関税割当てについて（令和２年４月１日付け元国際第1194号関税割当て公表第81号の２）（以下「令和２年度関税割当て公表」という。）に基づく関税割当てにより落花生の輸入通関実績を有する者

（バージニア・タイプの落花生の輸入通関実績を有する法人のバージニア・タイプの落花生を取り扱う部門が、他の法人と合併した場合又は他の法人に分割された場合は、当該合併後又は分割後にバージニア・タイプの落花生を取り扱う部門が属する法人が輸入通関実績を有するものとみなす。）

(イ) バージニア・タイプの落花生を自ら輸入することが確実であると認められる者

イ 次の全ての条件を満たす者以外のものであって、政策統括官が適当と認める者

(ア) 申請年の前年以前２か年の各年に1,000万円以上の輸入通関実績（関税率表第１部から第４部までに属する貨物の輸入実績に限る。）を有する者又は資本の額が1,000万円以上の法人

(イ) 申請年の前年以前２か年の各年に200トン以上の落花生の国内販売実績＜注５＞を有する者

(ウ) バージニア・タイプの落花生を自ら輸入することが確実であると認められる者

(2) 非バージニア・タイプ

ア 次の全ての条件を満たす者であって、政策統括官が適当と認める者

(ア) 令和２年度関税割当て公表に基づく関税割当てにより落花生の輸入通関実績を有する者

（非バージニア・タイプの落花生の輸入通関実績を有する法人の非バージニア・タイプの落花生を取り扱う部門が、他の法人と合併した場合又は他の法人に分割された場合は、当該合併後又は分割後に非

バージニア・タイプの落花生を取り扱う部門が属する法人が輸入通関実績を有するものとみなす。)

(イ) 非バージニア・タイプの落花生を自ら輸入することが確実であると認められる者であって、政策統括官が適当と認める者

イ 次の全ての条件を満たすア以外の者であって、政策統括官が適当と認める者

(ア) 申請年の前年以前2か年の各年に1,000万円以上の輸入通関実績(関税率表第1部から第4部までに属する貨物の輸入実績に限る。)

を有する者又は資本の額が1,000万円以上の法人

(イ) 申請年の前年以前2か年の各年に200トン以上の落花生の国内販売実績<注5>を有する者

(ウ) 非バージニア・タイプの落花生を自ら輸入することが確実であると認められる者

2 沖縄枠

(1) 令和2年度関税割当公表に基づく関税割当てにより落花生の輸入通関実績を有する者であって、落花生を自ら輸入(沖縄県内に陸揚げするものに限る。)し、かつ、沖縄県内において消費するために販売することが確実であると認められる者

(2) (1)以外の者であって、申請年の前年以前2か年の各年に100万円以上の輸入通関実績(関税率表第1部から第4部までに属する貨物の輸入実績に限る。)を有し、かつ、落花生を自ら輸入(沖縄県内に陸揚げするものに限る。)すること及び沖縄県内において消費するために販売することが確実であると認められる者

第6 関税割当申請書に添付すべき書類

1 第5の1の(1)のイ、第5の1の(2)のイ及び第5の2の(2)に該当する者は、輸入通関実績集計表(別記様式1)1通及び落花生の販売実績・計画書(別記様式2)1通。

ただし、資本の額が1,000万円以上の法人(第5の2の(2)に該当する者

を除く。)は、輸入通関実績集計表の添付を省略することができる。

2 落花生を自ら輸入することが確実であることを証する書類（別記様式3）
1 通。

ただし、第5の1の(1)のア、第5の1の(2)のア及び第5の2の(1)に該当する者は、令和2年度までの関税割当申請書に添付した、落花生を自ら輸入することが確実であることを証する書類の記載に変更がない場合は添付を省略することができる。

第7 割当基準

1 一般枠

(1) バージニア・タイプ

ア 第5の1の(1)のアに該当する者に対する割当数量は、申請数量の範囲において、第1の2の割当数量（別途公表）からイにより割り当てる数量を差し引いて得られる数量を関税割当てに基づくバージニア・タイプの落花生の輸入通関実績、販売実績等を勘案して割り当てる。

ただし、第5の1の(1)のアに該当する者のうち、バージニア・タイプの落花生の輸入通関実績がない者であって、非バージニア・タイプの落花生の輸入通関実績を有する者に対する割当数量は、年間240トンの範囲内で1申請者当たり年間240トンを限度として申請数量に基づき、非バージニア・タイプの落花生の輸入通関実績、販売実績等を勘案して割り当てる。

イ 第5の1の(1)のイに該当する者に対する割当数量は、年間240トンの範囲内で1申請者当たり年間240トンを限度として申請数量を割り当てる。

ただし、申請数量の合計が240トンを超えた場合は、第4の1の提出期間終了後、速やかに予備抽選及び本抽選により順位を定め、上位の者から申請資格を審査した上で割り当てる。

(2) 非バージニア・タイプ

ア 第5の1の(2)のアに該当する者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、第1の2の割当数量（別途公表）からイにより割り当てる数量を差し引いて得られる数量を関税割当てに基づく非バージニア・タイプの落花生の輸入通関実績、販売実績等を勘案して割り当てる。

ただし、第5の1の(2)のアに該当する者のうち、非バージニア・タイプの落花生の輸入通関実績がない者であって、バージニア・タイプの落花生の輸入通関実績を有する者に対する割当数量は、年間480トンの範囲内で1申請者当たり年間240トンを限度として申請数量に基づき、バージニア・タイプの落花生の輸入通関実績、販売実績等を勘案して割り当てる。

イ 第5の1の(2)のイに該当する者に対する割当数量は、年間480トンの範囲内で1申請者当たり年間240トンを限度として申請数量を割り当てる。

ただし、申請数量の合計が480トンを超えた場合は、第4の1の提出期間終了後、速やかに予備抽選及び本抽選により順位を定め、上位の者から申請資格を審査した上で割り当てる。

2 沖縄枠

(1) 第5の2の(1)に該当する者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、第1の2の割当数量（別途公表）から第7の2の(2)により割り当てる数量を差し引いて得られる数量を関税割当てに基づく落花生の輸入通関実績、販売実績等を勘案して割り当てる。

(2) 第5の2の(2)に該当する者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、輸入通関実績（関税率表第1部から第4部までに属する貨物の輸入実績に限る。）、落花生の販売実績・計画等を勘案して割り当てる。

第8 関税割当証明書の発給の停止等

1 関税割当証明書の発給は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から本公表第1の3に定める通関期

限まで及びそれに続く次の１年間は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

また、次のいずれかに該当した場合、割当てを受けた者は、農林水産省に速やかに発給済みの関税割当証明書を返納しなければならない。返納に当たっては、割当てを受けた者が受付担当課に直接持ち込むものとし、やむを得ず送付する場合は、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

- (1) 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき
- (2) 申請者が本公表第５、第９及び第10に違反したとき
- (3) 申請者が関税割当てのために、省令又は本公表に基づき提出した書類について、虚偽の申告又は報告をしたとき

- 2 この関税割当てに基づいて輸入した貨物については、売り惜しみや不当な価格引下げを行った場合又は第10の４に違反した場合には次回からの割当てを行わないことがある。

第９ 報告等

- 1 割当てを受けた者は、各月の輸入の有無に関わらず、毎月15日までに輸入通関実績報告書及び輸入・販売実績報告書（別記様式４）１通を、一般枠にあっては政策統括官に、沖縄枠にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）に提出しなければならない。
- 2 政策統括官は、この関税割当てに基づいて輸入した貨物について、必要に応じてその輸入状況、販売状況等の調査を行うこととする。
- 3 割当てを受けた者は、国内販売の事実を証する書類（販売契約書、領収書、納品書等）を３年間保管しなければならない。
- 4 割当てを受けた者は、関税割当てに関して法令に違反した場合には、農林水産省に速やかに報告するものとする。

第10 その他

- 1 関税割当申請書（省令別記様式第一）の提出部数は２通（省令第１条）とし、その他の添付書類の提出部数は１通とする。

また、関税割当証明書の有効期間の延長を希望する場合の証明書有効期間延長申請書（省令別記様式第三）及び割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書（省令別記様式第四）の提出部数は2通（省令第3条及び第4条）とする。

ただし、第5の2に基づく関税割当申請書の提出部数は3通とする。

- 2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更、有効期間の延長及びその他事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、関税割当申請書等の記載要領について（平成15年6月30日付け15総合第1316号。以下「記載要領」という。）による。
- 3 関税割当証明書の有効期間の延長は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うものとする（省令第3条第2項）。
- 4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は関税割当証明書の期間満了日を経過したときは、当該証明書を速やかに返納しなければならない（省令第5条）。返納は原則として、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。また、割当数量を全て消化した関税割当証明書も同様とする。

なお、関税割当証明書を返納する際、関税割当数量の残数量の全部を返還する場合は、関税割当数量の返還について（別記様式5）を、一部数量の再発給を希望する場合は、再交付申請理由書（記載要領様式第一）を提出する。

その際、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCシステム）の申告添付登録（MSX）を利用した者は関税割当証明書システム管理終了結果情報を添付するものとする。

- 5 沖縄枠により輸入される貨物は、必ず沖縄県内に陸揚げし、沖縄県内の消費に向けること。
- 6 沖縄総合事務局長は、第5の2に係る申請者ごとの申請数量等についての意見を政策統括官に提出することができる。

7 落花生に係る関税割当制度に関する政令（昭和36年政令第153号）別表で定める数量と第1の2の割当数量（別途公表）との差（令和3年8月31日までに返納された関税割当証明書に残存数量がある場合には、それを加えた数量）の割当てについては別途公表する。

8 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

第11 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

1 農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、農林水産省のウェブサイトにおいて公表する。

2 本関税割当公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容の審査及び関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。ただし、1に掲げる公表のための内容を除く。

<注1> 本公表において「落花生」とは、注釈がない限り、生落花生をいう。

<注2> 落花生の品種は、粒形等の形態的特性により数種類（バージニア・タイプ、スパニッシュ・タイプ等）に分類される。本公表において「バージニア・タイプ」とは、当該形態的特性により分類された一般的に大粒なバージニア・タイプを、「非バージニア・タイプ」とは、バージニア・タイプ以外のものをいう。

<注3> 本公表による関税割当ては、むきみ換算数量により行うものとし、むきみ換算数量は、殻付き数量に0.75を乗じて得た数量とする。

<注4> 「自ら輸入」とは、当該物品の輸入に係る契約の締結、貨物の荷受け、税関申告、代金の決済等の行為を自己の名と計算において行うものをいう。

ただし、次の1及び2の場合については自ら輸入とみなす。

1 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に掲げる中小企業団体がその組合員（本公表に基づく申請者

の資格を有すると認められるものに限る。)に委託して行う輸入であって、当該輸入を行うことについて、政策統括官に事前に報告のあったもの。

2 実需者からの要請により、本公表に基づき割当てを受けた者が共同で行う輸入であって、当該輸入を行うことについて、政策統括官に事前に報告のあったもの。

これらの報告は、1の場合にあつては「中小企業団体が委託して行う輸入」確認報告書（別記様式6）に、2の場合にあつては「割当てを受けた者が共同で行う輸入」確認報告書（別記様式7）により輸入申告までに行うものとする。

<注5> 落花生の国内販売実績には、生落花生を購入し、自ら製造した加工品を販売した数量（原料ベース）を含めることができる。

<注6> 別記様式は以下の農林水産省ウェブサイトに掲載。

(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_kanwari/format/index.html)

(別添)

関税割当証明書の名義変更について

有効期間内の発給を受けた関税割当証明書の名義変更を希望する場合は、以下の規定に従うものとする。

1 認可要件

関税割当証明書の名義変更については、以下に掲げる場合にこれを認めるものとする。

- (1) 法人の名義変更（合併又は分割に係るものを除く。）
- (2) 個人事業者の氏名、商号又は屋号、その他の名称の変更
- (3) 合併による法人の名義変更
- (4) 分割による法人の名義変更

2 提出書類

名義変更を希望する場合は、記載要領の5に従い、関税割当申請書（省令別記様式第1）及び再交付理由書に以下の書類を添付し、関税割当申請書を提出した受付窓口に出すものとする。

(1) 法人の名義変更の場合

ア 名義変更をしようとする関税割当証明書の原本及びその写し各1通（N A C C Sシステムに登録した場合は、関税割当証明書システム管理終了結果情報を併せて提出すること。）

イ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の原本1通（申請日前1か月以内に交付されたもの）

(2) 個人事業者の氏名、商号又は屋号、その他名称の変更の場合

ア 名義変更をしようとする関税割当証明書の原本及びその写し各1通（N A C C Sシステムに登録した場合は、関税割当証明書システム管理終了結果情報を併せて提出すること。）

イ 名義変更を証する書類 1 通（取引先への変更通知状、公的機関等への変更届出等の写し等）。なお、個人事業者から法人（代表権者は個人事業者名）への名義変更の場合には、次の書類

(ア) 「個人事業の（開）廃業等届出書」の控えの原本 1 通 ※控えの原本は、受付確認後返却する。

(イ) 設立した法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の原本 1 通（申請日前 1 か月以内に交付されたもの）

(3) 合併による法人の名義変更の場合

ア 名義変更をしようとする関税割当証明書の原本及びその写し各 1 通（NACCS システムに登録した場合は、関税割当証明書システム管理終了結果情報を併せて提出すること。）

イ 合併を決議したときの合併当事者の株主総会議事録（株主総会の決議が不要とされている場合は取締役会の議事録、合名会社、合資会社又は合同会社の場合は、社員の総意を証する書面）の写し 1 通

ウ 合併契約書の写し 1 通

エ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書（ただし、合併後に解散等した場合には、閉鎖事項全部証明書等））の原本各 1 通（合併当事者全てのもので、申請日前 1 か月以内に交付されたもの）

オ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 15 条第 2 項に基づき公正取引委員会に届出書を提出した場合、その写し 1 通

カ 合併の当事者のいずれかに、更正手続開始の決定、整理開始の命令、特別清算開始の命令又は破産手続開始の決定があった場合には、それらのことを証する裁判所が発行した通知書の写し 1 通

(4) 分割による法人の名義変更の場合

ア 名義変更をしようとする関税割当証明書の原本及びその写し各 1 通（NACCS システムに登録した場合は、関税割当証明書システム管理終了結果情報を併せて提出すること。）

- イ 会社分割の決議をしたときの分割当事者の株主総会議事録（株主総会の決議が不要とされている場合は取締役会の議事録、合名会社、合資会社又は合同会社の場合は、社員の総意を証する書面）の写し 1 通
- ウ 新設分割計画書又は吸収分割契約書の写し 1 通
- エ 分割会社及び新設分割設立会社若しくは分割承継会社の登記事項証明書又は履歴事項全部証明書の原本各 1 通（当事者全てのもので、申請日前 1 か月以内に交付されたもの）